

第百五十四回  
国会

参議院農林水産委員会會議録第五号

平成十四年四月九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十九日

林 紀子君

補欠選任  
市田 忠義君

四月三日

林 紀子君

補欠選任  
佐藤 雄平君

四月四日

佐藤 雄平君

補欠選任  
佐藤 雄平君

四月八日

岸 宏一君

補欠選任  
大仁田 厚君

出席者は左のとおり。

委員長 常田 享詳君  
理事 田中 直紀君  
紙 智子君

委員

岩永 浩美君  
大仁田 厚君  
加治屋義人君  
小齊平敏文君  
松山 政司君  
小川 勝也君  
郡司 彰君  
樺葉賀津也君  
羽田雄一郎君  
鶴岡 洋君  
渡辺 孝男君  
岩本 莊太君

國務大臣

中村 敦夫君

農林水産大臣

武部 勤君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩永 浩美君

事務局側

常任委員会専門員

山田 榮司君

本日の會議に付した案件

○漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(常田享詳君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十九日、林紀子君が委員を辞任され、その補欠として市田忠義君が選任されました。

また、昨日、岸宏一君が委員を辞任され、その補欠として大仁田厚君が選任されました。

○委員長(常田享詳君) 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。武部

農林水産大臣。

○國務大臣(武部勤君) 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業再建整備特別措置法は、昭和五十一年に制定されて以来、我が国漁業の再建整備に大きく貢献してまいりました。しかしながら、法制定から二十五年を経て、国際的な二百海里体制の定着、資源状態の悪化等、我が国漁業を取り巻く環境にも大きな変化が見られるところであります。また、昨年六月には水産基本法が制定され、水産資源を持続的に利用しながら、将来にわたって国民の需要に即した漁業生産を行うことができるよう、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るという、今後の水産政策の基本的な方向が明らかにされたところであります。

このような状況の変化を踏まえ、現行の中小漁業構造改善計画制度を見直し、沿岸漁業を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者等が創意工夫を発揮して行う経営改善の取組を支援することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業再建整備特別措置法の改正であります。

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、農林水産大臣が漁業経営の改善に関する指針を策定するとともに、漁業者等が自ら漁業経営の改善に関する計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる改善計画制度を設けることとしております。また、この改正に伴い、同法の題名を漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に改めることとしております。

第二に、農林漁業金融公庫法の改正であります。

す。

改善計画の認定を受けた漁業者等に対して、改善計画に従って漁業経営の改善を図るための多様な取組を支援するのに必要な長期低利資金を融通するとともに、整備計画に従って行う資源回復のための減船、休漁等の取組に対しても必要な資金を融通することができるよう、農林漁業金融公庫の資金種類の拡充及び貸付条件の充実を図ることとしております。

第三に中小漁業融資保証法の改正であります。改善計画に従って経営改善を行う中小漁業者等に対して、経営改善に必要な低利運転資金が融通されるようにするため、漁業信用基金協会が金融機関に対し資金の供給を行うことができることとしております。

また、改善計画に従って経営改善を行うために必要な資金が融資される場合には、その債務の保証に係る保険関係について補率を引き上げることとしております。

続きまして、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

周辺水域の資源状態の悪化による漁業生産量の減少等我が国水産業を取り巻く状況が厳しい中で、漁業協同組合については、水産基本法の基本理念の実現に向けた積極的な役割の発揮が求められております。また、近年の金融情勢が大きく変化の中で、今後とも水産業の振興、漁村地域の経済の発展に的確な役割を果たしていくためには、組合員の信頼に十分にこたえ得る漁協系統信用事業の確立が急務となっております。

このような状況を踏まえて、漁業協同組合の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、水産業協同組合法の改正であります。漁協等による資源管理の取組を促進するため、水産資源の管理を漁協等が行う事業の第一番目に位置付けるほか、漁協等の資源管理規程の対象として、組合員が営む遊漁船業を加えることとしております。また、業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う漁協等における常勤理事の設置、経営管理委員会制度の選択的導入等の措置を講ずることとしております。さらに、信用事業の健全な運営を図るため、信用事業を行う漁協等の最低出資金額の引上げ、信用事業譲渡についての認可制の導入等を行うこととしております。

第二に、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の改正であります。

漁協系統信用事業の効率化及び健全化を図るため、農林中央金庫の会員である信用事業を行う漁協等を本法の対象に追加して、農林中央金庫が、漁協系統信用事業の再編及び強化に関する自主ルールである基本方針を定め、経営改善や組織統合の指導を行うこととともに、信用事業を行う漁協等から農林中央金庫への事業譲渡の道を開くなど漁協系統全体としてのセーフティネットを構築することとしております。

このほか、漁協系統信用事業の再編に対応した漁業信用保証制度の改善を図るため、中小漁業融資保証法及び農林漁業信用基金法の規定を整備することとしております。

続きまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十九年の創設以来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施を通じて、その経営の安定に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、共済事業の運営は、漁獲不振

による共済事故の多発や掛金の上昇による加入の伸び悩み等の課題を抱えております。

このような事情にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保することを旨として、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、共済事業の内容の改善であります。

最近の漁業情勢の変化に対応し、中小漁業者の共済への加入を促進するため、漁獲共済において、各種加入要件を緩和し、漁船のトン数別の加入区分を統合するほか、養殖共済においては、防除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払対象から除外し、その負担掛金を抑える特約を導入することとしております。

第二に、新たな共済事業の創設であります。

漁業共済への幅広い加入と共済事業の安定を図る観点から、従来、養殖共済及び特定養殖共済に附属していた養殖施設に係る共済を漁具共済に統合して新たに漁業施設共済を創設し、養殖施設のみ共済加入を可能とするほか、漁業共済組合連合会の任意事業として、漁業共済組合が行う地域共済事業に対する再共済事業を創設することとしております。

第三に、漁業共済団体の組織再編の推進であります。

漁業生産の減少等により事業規模が縮小し、共済事業の安定的な継続が困難な漁業共済組合が出現している現状にかんがみ、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を創設し、漁業共済組合連合会による漁業共済事業の実施に道を開くこととしております。

続きまして、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

遊漁船業の適正化に関する法律は、昭和六十三

年に、遊漁船の利用者の安全及び漁場の安定的な利用関係の確保等に資することを目的として制定され、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営の確保に一定の役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、遊漁船業においては、十分な安全対策を行っていない不適正業者により海難事故が多発しているほか、遊漁船業者が損害賠償保険に加入していないため損害を受けた利用者に対して十分な補償がなされないといった問題や、漁業者との漁場利用をめぐる紛争等の問題も見受けられるところであります。

このような状況にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、遊漁船業への参入について、都道府県知事への届出制を登録制とし、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から一定の客観的な拒否事由に該当する者については参入を認めないこととしております。

第二に、遊漁船業者に対して、事業の実施方法を定めた業務規程の届出、遊漁船における利用者の安全管理等の業務を行う遊漁船業務主任者の選任、損害賠償を行うべき場合に備えた保険契約の加入、案内する漁場における水産動植物の採捕に関する規制の内容の周知等を義務付けることとしております。

第三に、遊漁船業者に対する事業停止命令及び登録の取消し等の都道府県知事の監督に関する規定を置くこととしております。

第四に、都道府県知事の登録の実施に伴い、全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止することとしております。

以上が、これら四法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(常田幸詳君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第九八〇号(第九八一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第一〇〇四号)(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇一五号)(第一〇一六号)(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇一九号)(第一〇二〇号))

第九八〇号 平成十四年三月十五日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 東京都文京区春日二ノ一五ノ九  
高山泰三 外三十七名

紹介議員 森 ゆうこ君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九八一号 平成十四年三月十五日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市黒元町一二三 小栗 幸子 外二百十九名  
紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九九二号 平成十四年三月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 岡山県邑久郡牛窓町千手一、四八

紹介議員 七 西村三笛 外三百五十三名

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九九三号 平成十四年三月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下荒針町三、九三

九 金田敏明 外四万五千五百五十五

名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九九四号 平成十四年三月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県藤枝市田沼一ノ二八ノ一

青島清 外二百四十九名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九九五号 平成十四年三月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 千葉県市川市中山三ノ九ノ一一

吉田隆徳 外五十三名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九九六号 平成十四年三月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 東京都府中市是政五ノ一七ノ六九

西川清彦 外百十九名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第九九七号 平成十四年三月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県日高市原宿一五九 大澤尚

外四名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇〇四号 平成十四年三月十九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 新潟市北見沙門町二、五二三 石

山要幸 外九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇〇五号 平成十四年三月十九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市下大増新田二九六

ノ一 関根寛之 外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇〇六号 平成十四年三月十九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県藤枝市高洲一ノ二ノ一一

渡辺一 外二百四十九名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇一五号 平成十四年三月二十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県富士宮市人穴七一 清川

広美 外三百三十四名

紹介議員 海野 徹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇一六号 平成十四年三月二十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 岩手県二戸市上斗米字地沢七

ノ三七〇 路奥明由 外二十六名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇一七号 平成十四年三月二十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市花岡町三二 黒川

好二 外千六百十名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇一八号 平成十四年三月二十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県浜名郡新居町内山三六六ノ

七四 倉田隆 外百一名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇一九号 平成十四年三月二十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県川越市豊田本二、〇〇五ノ

三 牛窪磯吉 外五百二十九名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇二〇号 平成十四年三月二十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 長野県佐久市長土呂一、一〇〇

神津周治 外千九百六十三名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措

置法の制定に関する請願(第一〇七二号)(第

一〇七三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)

(第一〇七六号)(第一〇八一号)(第一〇八二

号)(第一〇八三号)(第一〇八四号)(第一一三

三三九号)(第一一三七号)(第一一三八号)(第一

一四二二号)(第一一四三三号)(第一一四四号)(第

一一四五号)(第一一四六号)(第一一四七号)

(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六

号)(第一一八八号)

第一〇七二号 平成十四年三月二十二日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 福岡市早良区曙一ノ一三ノ二二ノ

三〇四 吉浦由華 外四百三十九

名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇七三三号 平成十四年三月二十二日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市広瀬町一ノ一ノ一五

小島清子 外八百九十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇七四号 平成十四年三月二十二日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町棚草二、七四

八ノ六〇 青山充 外百五十五

紹介議員 榛葉賀津也君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇七五号 平成十四年三月二十五日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 新潟県新発田市宮古木三、八四九  
ノ一 萩原明子 外二十三名  
紹介議員 森 ゆうこ君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇七六号 平成十四年三月二十五日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市南中曾根一、一一  
九ノ二 山崎富男 外九名  
紹介議員 藤井 俊男君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇八一号 平成十四年三月二十六日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 新潟市東大通一ノ二ノ三〇 本望  
静夫 外十名  
紹介議員 森 ゆうこ君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇八二号 平成十四年三月二十六日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 高知市桜井町二ノ四ノ一二 西村  
友希 外六百七十四名  
紹介議員 平野 貞夫君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇八三号 平成十四年三月二十六日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町西方一三、八

紹介議員 二一 落合麻子 外九十九名  
榛葉賀津也君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一〇八四号 平成十四年三月二十六日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市高松二ノ四ノ一六  
中軽米孝一 外七十五名  
紹介議員 平野 達男君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一三三三号 平成十四年三月二十六日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市金明町九一六ノ三  
大場平八郎 外九名  
紹介議員 藤井 俊男君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一三七号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 富山県砺波市五郎丸八七〇 柳原  
広子 外一万二千八百八十二名  
紹介議員 谷林 正昭君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一三八号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 札幌市白石区本郷通一丁目南一ノ  
二〇 毛利孝人 外百五十三名  
紹介議員 峰崎 直樹君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一三九号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋市宮中一、九六五ノ二  
森貞治 外千七百七十九名  
紹介議員 郡司 彰君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四〇号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘二ノ二ノ八  
加藤久子 外二百三十五名  
紹介議員 平野 達男君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四一号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ三ノ三  
大寺有紗 外六百十五名  
紹介議員 角田 義一君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四二号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 岡山市中井三〇七ノ八 樋渡寿恵  
子 外七十二名  
紹介議員 江田 五月君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四三三号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市清門町一八五ノ三  
斉藤万里子 外九名  
紹介議員 藤井 俊男君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四四号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

制定に関する請願  
請願者 長野県上田市天神三ノ三ノ八 西  
沢宏美 外五千百十三名  
紹介議員 羽田雄一郎君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四五号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 福島県喜多方市熊倉町新台字辻二  
一九 唐橋祐光 外千八百三十一  
名  
紹介議員 和田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四六号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 新潟市下場本町二ノ三ノ五 樋  
口瑞穂 外二十九名  
紹介議員 森 ゆうこ君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一四七号 平成十四年三月二十七日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 山梨県大月市初狩町下初狩三、二  
〇四ノ六〇 深澤光彦 外四百九  
十九名  
紹介議員 奥石 東君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一七四号 平成十四年三月二十八日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市金明町六四八ノ六  
大久保初枝 外九名  
紹介議員 藤井 俊男君  
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一七五号 平成十四年三月二十八日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡笹神村上一分三四

八 新田純子 外二十四名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一七六号 平成十四年三月二十八日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 福島県河沼郡河東町大字南高野字

葉山二一 遠藤徳雄 外一万二千  
六百二十八名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一一八八号 平成十四年三月二十八日受理  
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の  
制定に関する請願

請願者 静岡県掛川市上西郷一、二八七ノ

二 藤井勝 外百五名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正す  
る法律案

一、水産業協同組合法等の一部を改正する法律  
案

一、漁業災害補償法の一部を改正する法律案

一、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改  
正する法律案

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する  
法律案

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正す

## る法律

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第一条 漁業再建整備特別措置法昭和五十一年  
法律第四十三号の一部を次のように改正す  
る。

題名を次のように改める。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特  
別措置法

第一条中「対処するため」の下に、「漁業経営  
の改善」を加え、「構造改善及び」を削り、「漁業  
の再建整備」を「効率的かつ安定的な漁業経営の  
育成」に改める。

第二条第二項を削り、同条第一項を同条第二  
項とし、同条に第一項として次の一項を加え  
る。

この法律において「漁業経営の改善」とは、  
漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方  
式の合理化、経営管理の合理化その他の措置  
を行うことにより、その経営の相当程度の向  
上を図ることをいう。

第四条及び第五条を削る。

第三条第一項中「政令」を、「前条第一項第  
一号の政令」に改め、同条を第五条とし、第二  
条の次に次の二条を加える。

(改善指針)

第三条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関  
する指針(以下「改善指針」という。)を定めな  
ければならない。

2 改善指針には、次に掲げる事項について定  
めるものとする。

一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業  
を取り巻く国際環境の変化等に対処するた  
めに行う漁業経営の改善に関する事項

二 漁業経営の改善の内容に関する事項

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮す  
べき事項

3 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこ  
れを変更しようとするときは、水産政策審議

会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこ  
れを変更したときは、遅滞なく、これを公表  
しなければならない。

(改善計画)

第四条 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を  
直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」と  
いう。)とする漁業協同組合その他の政令で定  
める法人をいう。以下同じ。)は、農林水産省  
令で定めるところにより、単独又は共同で  
行おうとする漁業経営の改善に関する計画  
(個人である漁業者がその経営組織を変更し  
てその者又はその者の営む漁業に従事する者  
を主たる組合員、社員又は株主とする法人  
(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡に  
つき取締役会の承認を要する旨の定めがある  
ものに限る。第九号第一号及び第十号第一項  
において同じ。))を設立しようとする場合に  
あつては、当該法人が行う漁業経営の改善に  
関するものを含む。以下「改善計画」という。))  
を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画  
以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、  
次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各  
号に定める都道府県知事に提出して、その改  
善計画が適当である旨の認定を受けることが  
できる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等  
が共同で改善計画を作成した場合にあつて  
は、農林水産省令で定めるところにより、代  
表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府  
県知事に提出するものとする。

一 政令で定める業種以外の業種に係る漁業  
を主として営む漁業者が単独で作成した改  
善計画 当該漁業者の住所を管轄する都  
道府県知事

二 特定漁業協同組合等(前号の漁業者を主  
たる構成員とする漁業協同組合等であつて  
その定款に地区が定められているもののう  
ちその地区が一の都道府県の区域を超えな  
いもの及び同号の漁業者を主たる構成員と

する漁業協同組合等であつてその行う事業  
が一の都道府県の区域内に限られるものを  
いう。))が単独で作成した改善計画 当該都  
道府県知事

三 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成  
した改善計画であつて、その代表者が第一  
号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等  
からなり、かつ、当該漁業者の住所をその  
の区域に含む都道府県又は当該特定漁業協  
同組合等に係る都道府県が同一であるもの  
の 当該都道府県知事

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しな  
ければならない。

一 漁業経営の改善の目標

二 漁業経営の改善による経営の向上の程度  
を示す指標

三 漁業経営の改善の内容及び実施時期

四 漁業経営の改善を実施するのに必要な資  
金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項  
の認定の申請があつた場合において、その改  
善計画が次の各号のいずれにも適合するもの  
であると認めるときは、同項の認定をするも  
のとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項  
が改善指針に照らして適切なものであること  
と。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が漁  
業経営の改善を確実に遂行するため適切な  
ものであること。

4 前三項に規定するもののほか、改善計画の  
認定及びその取消しに関し必要な事項は、政  
令で定める。

第六条第三項中「当該漁業が特定業種漁業で  
ある場合にあつては、当該特定業種に係る構造  
改善基本方針に定める事項に照らし適切なもの  
であること」を削る。

第七条中「政府を「国及び都道府県」に、「第  
五条第一項」を「第四条第一項」に、「構造改善計

画を「改善計画」に改める。

第八条第一項中「第三条第一項を」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第九条第一号を次のように改める。

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者(当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十一号及び第十五号第一項において同じ。)又は漁業協同組合等 当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

第十条を次のように改める。

(漁業権の移転の特例)

第十条 第四条第一項の認定を受けた個人である漁業者であつて漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、当該認定に係る改善計画に従いその経営組織を変更してその者又はその者の営む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権を、その内容たる漁業を営むために当該法人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、同法第二十六条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

「第十一条中「第五条第一項を」を「第四条第一項」に、「漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものは、租税特別措置法」を「漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)」に改め、「その有する固定資産について」を削る。

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二

項中「第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は」及び「構造改善計画又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

第十七条を第十五条とする。

第十八条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条を第十七条とする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第五号の四中「縮減」の下に「漁業の休業その他の漁業の整備を加え、同号を同項第五号の五とし、同項第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再整備」を「漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

別表第二の第二号の貸付金の種類の欄中「又は沿岸漁業」を削り、「第十八条第一項第五号の二、第七号」を「第十八条第一項第七号」に改め、同表の第四号の貸付金の種類の欄中「漁業再整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法」に改め、「第五号の四の下に、第五号の五」を加え、同号(一)の貸付金の種類の欄中「若しくは取得又は漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成若しくは取得」を「又は取得」に改め、同号(一)の利率

の欄中「年 六分五厘」を「年 三分五厘」に改め、同号(二)の貸付金の種類の欄中「縮減」の下に「漁業の休業その他の漁業の整備」を加え、同

(四) (一)から(三)までに掲げるものの以外のも

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第

四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

第七十六条中「及び次条に規定する資金」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(改善資金に関する特例)

第七十六条の二 第六十九条第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く)であつて、漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法第四條第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金以下「改善資金」という。)に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

第七十七条中「及び災害資金」を「災害資金及び改善資金」に、「漁業再整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法」に改める。

附則

号(三)の利率の欄中「年 七分五厘」を「年 六分五厘」に改め、同号(三)の次に次のように加える。

年 五分 十八年 三年

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(漁業再整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の漁業再整備特別措置法第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等に関する構造改善計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前にいても、第一条の規定による改正後の漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法(次項において「新法」という。)第三条の規定の例により、同条第一項に規定する改善指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた改善指針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第二号並びに第四号(一)及び(三)に掲げる資金(同表の第二号に掲げる資金については、沿岸漁業に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による

改正前の中小漁業融資保証法第四条第二号の規定により漁業信用基金協会から金融機関に対して供給された資金及び同号に掲げる業務に必要なものとして農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第二十七条第一項第八号の規定により農林漁業信用基金から漁業信用基金協会に対して貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び水産基本法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。

一 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号) 第七條第三項

二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第三十六條第三項

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案  
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案  
(水産業協同組合法の一部改正)

第一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号の二を同項第十五号とし、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「水産に関する経営及び技術の向上並びに」を削り、「教育並びに」を「教育及び」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その

他」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖  
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

第十一條第二項中「同項第一号、第二号又は第八号の二」を「同項第三号、第四号又は第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第四号」に改め、同項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国債等(国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。)の私募(同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。)の取扱い

第十一條第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項第一号中「第一項第一号」を「第一項第三号」に改め、同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第四号」に改め、同項第三号中「第一項第八号の二及び第九号」を「第一項第十一号及び第十二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項第

一号及び第二号」を「第一項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 組合は、第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

7 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第十一條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

第十一條の八中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同条を第十一條の九とし、同条の次に次の一條を加える。

(会計の区分経理)  
第十一條の十 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第十一條の七第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同条第二項中「子会社」の下に「第十一條の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七條の二、第十七條の三、第三十四條第十一項及び第五十八條の二第二項において同じ。」を加え、「を除く。」を「以外のものに」、「同項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同条を第十一條の八とする。

第十一條の六第一項中「第十一條第一項第二

号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同条第二項中「前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか」を「前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は」に改め、同条を第十一條の七とする。

第十一條の五第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同項第二号中「第十七條の二第一項各号に掲げる会社」に該当するものに限る。第十一條の七、第十一條の八及び第五十八條の二において同じ。」を削り、同条を第十一條の六とする。

第十一條の四中「第十一條第九項」を「第十一條第十二項」に改め、同条を第十一條の五とする。

第十一條の三第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十一條第一項第一号及び第二号」を「第十一條第一項第三号及び第四号」に、「第十一條第一項第三号及び第四号」に、「及び第四項の二」を「から第五項までの二」に、「第十一條の五第一項、第十一條の六第二項、第十七條の二第一項、第十七條の三第一項、第四十八條第一項第五号」を「第十一條の六第一項、第十一條の七第二項、第十一條の十、第十七條の二第一項、第十七條の三第一項、第三十四條第三項」に、「第五十四條の二、第五十八條の三」を「第五十四條の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八條の三第一項及び第四項」に、「第三百三十條第一項第十号」を「第三百三十條第一項第二十九号」に改め、同条第三項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。  
第十一條の三を第十一條の四とする。



め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十一條第一項第四号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する常勤の理事を置かなければならない。この場合において、当該理事のうち一人以上は、当該組合を代表する理事でないものでなければならぬ。

第三十四條の次に次の一條を加える。

(経営管理委員)

第三十四條の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2 経営管理委員の定数は五人以上とし、当該定数の少なくとも四分の三は、准組合員以外の組合員(法人にあつては、その役員)でなければならぬ。ただし、設立当時の経営管理委員の定数の少なくとも四分の三は、組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)でなければならぬ。

3 経営管理委員を置く組合の理事の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、三人以上とする。

4 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選任する。

5 前条第十項の規定は、第三項の組合には、適用しない。

第三十五條の二 第二項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第四号」に改め、「理

事」の下に「(第三十四條の二第三項の組合を代表する理事を除く。)」を、「役員」の下に「(第三十四條の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)」を加え、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第三十四條の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んでならない。

4 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第三十六條中「理事会は、」の下に「(第三十四條の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会が決定するところに従い、)」を加え、同条の次に次の一條を加える。

(経営管理委員会の職務)

第三十六條の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

2 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

3 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

4 商法第二百五十九條ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。

5 経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

6 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

第三十七條第一項中「及び総会」を「並びに総

会及び経営管理委員会」に改め、同条第四項中「若しくは第四十一條第一項を削り、同条第五項中「第五十條」との下に、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四條の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員)」とを加える。

第三十八條中「理事会」の下に「(第三十四條の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を加える。

第三十九條第二項中「及び理事会」を「、理事会及び経営管理委員会」に改める。

第四十條の前の見出し及び同条を削る。

第四十一條に見出しとして「(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)」を付し、同条第一項中「(第十一條第一項第二号の事業を行う組合の理事に限る。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「事業年度ごとに、」の下に「非出資組合であつて第十一條第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては、」を、「理事会」の下に「及び経営管理委員会」を加え、同条第五項中「第一項の組合の」を削り、同条第六項中「第四十一條第一項を」を「第四十條第一項」に改め、「記載」との下に「同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及び経営管理委員」とを加え、「第十一條の五第二項」を「第十一條の六第二項」に改め、同条第九項中「第一項の組合の組合員及び」を「組合員及び組合の」に改め、同条第十項中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第四十條とする。

第四十一條の二 第二項中「理事」を「第十一條第一項第四号の事業を行う組合の理事」に改め、同条第二項中「理事会」の下に「及び経営管理委員会」を加え、同条を第四十一條とする。

第四十一條の三 第三項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第四号」に、「第四十一條第一項」を「第四十條第一項」に、「第八十七條第八項」を「第八十七條第十一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十一條第一項」を「第

四十條第一項」に改め、同条第五項及び第八項第三号中「第四十一條第六項」を「第四十條第六項」に改め、同条第十項中「この場合において、商法」の下に「第二百七十四條第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法」を加え、「第十一條の五第二項」を「第十一條の六第二項」に改め、「第八條第一項」の下に「「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、」を加え、「第四十一條の三第四項」を「第四十一條の二第四項」と、商法特例法第十一條中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に、「第四十一條の三第五項」を「第四十一條の二第五項」に、「第四十一條第一項」を「第四十條第一項」に改め、同条第十一項中「第四十一條第三項」を「第四十條第三項」に改め、同条第十二項中「第四十一條の三第十二項」を「第四十一條の二第十二項」に改め、同条を第四十一條の二とする。

第四十二條の見出しを「(役員の変更又は解任の請求)」に改め、同条第一項中「役員」の下に「(第三十四條の二第三項の組合にあつては、理事を除く。)」を加え、同条第七項中「第四十七條の四」を「第四十七條の四第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「改選」の下に「又は解任」を、「理事」の下に「(第三十四條の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この条において同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「理事の全員」の下に「、経営管理委員の全員」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十四條の二第三項の組合にあつては、

組合員(准組合員を除く)は、総組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から理事の解任を請求することができる。

第四十三条第一項中「又は役員」の下に「第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(役員等に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三の規定は理事、経営管理委員及び監事について、同法第二百六十八条第八項及び第二百六十九条の規定は理事及び経営管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

2 民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十八條の規定は経営管理委員について、第三十七條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定は監事について準用する。この場合において、第三十七條第四項中「第四十條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項、第三号を除く。」から第九項

まで、第十項前段及び第十七項とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く)から第九項まで及び第十項前段」、監事について準用する場合には「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く)、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若くハ経営管理委員会」と、商法第二百六十一條第一項中「取締役会」とあるのは「理事会(水産業協同組合法第三十四條の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項並ニ水産業協同組合法第四十三條第一項」と、同法第二百七十四條第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四條ノ二中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第十一條の六第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ)」と、同法第二百七十五條中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五條ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五條ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七條第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十四條第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第四十四條第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十八條第六項」と、同法第二百七十八條中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

3 商法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項までの規定は、理事会及び経営管理委員会について準用する。この場合において、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十條ノ三第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員会について準用する場合には「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第五十條第三号の二中「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に改める。

第五十一條中「とあり、及び商法」とあるのは「水産業協同組合法第四十七條の五第三項」と、商法第二百三十一條中「取締役会」とあるのは「理事会(水産業協同組合法第三十四條の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百四十七條第一項並びに第二百四十九條第一項(同法第二百五十二條において準用する場合を含む)中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法に改め、「記載スル」との下に「同条第三項中「及出席シタル取締役」とあるのは「並ニ出席シタル理事及経営管理委員」とを加える。

第四十七條の三第二項中「を理事」の下に「(第三十四條の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。第四項において同じ。)」を、「理事会」の下に「(同条第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を加え、同条第四項中「第十五條の二第五項」を「第十一條の二第五項」に改める。

第四十七條の四中「理事の二」を「理事(第三十四條の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。の)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十一條の二第七項中「前条中「水産業協同組合法」の下に「第四十七條の五第三項」を、「同法」の下に「第四十七條の五第三項」を加える。

第五十二條第五項中「第三十四條第三項から第七項まで」を「第三十四條第四項から第八項まで」に改める。

第五十四條第三項に後段として次のように加える。

2 第三十四條の二第三項の組合にあつては、経営管理委員及び監事の職務を行う者がいないときは、理事は、総会を招集しなければならない。

第四十八條第一項第五号中「信用事業を削り、第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に改め、同項第六号中「損失処理案及び附属明細書」を「及び損失処理案」に改め、同条第二項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条第四項中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第五十四條の二の見出しを「(信用事業の譲渡又は譲受け)」に改め、同条第四項中「第四十八條第一項第五号の規定による議決を経て」を「第一項の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「規定は、」の下に「第一項及び第二項に規定する」を、「譲渡」の下に「又は譲受け」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項中「第十一

条第一項第一号及び第二号の事業を行う」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合、第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工工業協同組合又は第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

2 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工工業協同組合又は第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

3 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十四條の三第一項中「第十一條第一項第八号の二を」第十一條第一項第十一号に、「第百三十條第一項第十号を」第百三十條第一項第二十九号に改め、同条第四項中「前条第四項の規定は、」を「前条第七項の規定は、第四十八條第一項第五号の規定による議決を経て」に改める。

第五十四條の四「第十一條第一項第二号の事業を行う」及び「同号の事業を行う」を削り、「この場合において」の下に、「同法第三十二條第一項、第三十三條第二項、第二百八十五條ノ七から第二百八十六條ノ三まで及び第二百八十

七条ノ二中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照表（水産業協同組合法第十一條第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録）」とを、「とあるのは「貸借対照表」の下に「（水産業協同組合法第十一條第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録）」を加え、第十一條の五第二項を「第十一條の六第二項」に改める。

第五十五條第一項中「第十一條第一項第三号から第五号までを」第十一條第一項第五号から第七号までを、「以下この条を」第七項に、「同項第二号を」第十一條第一項第四号に、「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第二項中「準備金」を「利益準備金」に、「第十一條第一項第二号を」第十一條第一項第十号に改め、同条第四項中「第十一條第一項第十号を」第十一條第一項第二号及び第十三号に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「準備金」を「利益準備金及び第三項の資本準備金」に、「準備金」を「てん補」に、「取りくずしてはならない」を「取り崩してはならない」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 利益準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

第五十五條第二項の次に次の二項を加える。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する出資組合の増加した

出資の額又は合併によつて設立した出資組合の出資の額を超えるときは、その超過額前項第二号の超過額のうち、合併によつて消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れなければならない。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する出資組合又は合併によつて設立した出資組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

第五十六條第一項第二号中「準備金」を「利益準備金及び同条第三項の資本準備金」に改め、同項第三号中「準備金」を「利益準備金」に改め、同項第四号中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第五十七條の三「第十一條の六、第十五條の四から第十五條の六までを」第十一條の七、第十一條の十、第十五條の三から第十五條の五まで」に改める。

第五十八條の二第一項中「第十一條第一項第二号を」第十一條第一項第四号に改める。

第五十八條の三の見出し中「信用事業を」業務」に改め、同条第一項中「第十一條第一項第二号を」第十一條第一項第四号に、「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改め、同条第二項及び第四項中「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改める。

第六十二條第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「発起人」との下に「同法第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項（同法第二百五十二條において準用する場合を含む。）中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」とを加える。

第六十七條の二に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第六十九條第三項中「第六十三條第二項」を「第十一條第一項第四号の事業を行う組合にあつては第六十三條第二項の規定を、その他の組合にあつては同項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 合併を行う出資組合が、前項において準用する第五十三條第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載するときは、同項の規定にかかわらず、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。

第七十條第一項中「因つて」を「よつて」に改め、「役員」の下に「（合併によつて設立する組合が第三十四條の二第三項の組合であるときは、理事を除く。）」を加え、同条第二項中「理事の選任には、第三十四條第九項本文を」、理事の選任については、第三十四條第十項本文の規定を、経営管理委員の選任については、第三十四條の二第二項本文」に改める。

第七十三條に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百十五條第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九條第一項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十五條の見出しを削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十四條の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、非出資組合にあつては財産目録及び財産処分の方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第七十五條の前に見出しとして「（清算事務）」を付する。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 清算人は、清算事務を終了した後

遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 商法第四百二十七条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

第七十七条中、「第四百二十六条並びに第四百二十七条第一項及び第三項を」と並びに第四百二十六条に、「第三十五条の二第三項、第三十六條から第四十一条までを」と第三十五条の二第四項及び第五項、第三十六條、第三十七條の二第三項及び第四項、第三十七條から第四十条まで、「及び第四十七條の四を」と並びに第四十七條の四に改め、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、第四十一条第一項中「を削る」。

第八十五条第一項中「填補」を「てん補」に、「準備金」を「利益準備金及び同条第三項の資本準備金」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改める。

第八十六条第二項中「第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項を」と第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項に、「第三十五条の二第三項、第四十条、第四十二条を」と第三十五条の二第五項、第四十条、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、「第四十七條の四を」と第四十七條の四第一項に、「第四十八條第一項から第三項まで」を「第四十八條第一項から第四項まで」に、「第五十五条第一項から第三項まで」を「第五十五条の四、第五十五条第一項から第六項まで」に、「第三十七條第一項から第三項まで並びに同法」を「第三十七條、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条まで並びに商法」に改め、「及び監事について、第

三十七條第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八條の規定は監事を削り、「同条第九項を」と同条第十項に改め、「全員の」と下に、「第四十条第一項中「作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない」とあるのは「作成しなければならない」と、同条第六項中「商法第二百八十一条ノ三第二項」とあるのは「商法第二百八十一条ノ三第二項（第十一号を除く。）」とを、「理事」と下に、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業生産組合」とを加え、同条第四項中「及び第七十五条第一項を」と第七十五条第一項及び第七十六条第一項に改め、「及び第四百二十七條第一項」を削り、「第三十四条第九項を」と第三十四条第十項に、「第八十六条第四項を」と第八十六条第五項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第八十六条第三項を」と第八十六条第四項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三十七条、民法第五十九条並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項及び第二百七十八條の規定は、監事について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）、同条第八項及び第十項前段」と読み替えるものとする。

第八十七條第一項第十三号を同項第十六号と

し、同項第十二号の二を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「水産に関する経営及び技術の向上並びにを削り、「教育並びに」を「教育及び」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖  
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

第八十七條第二項中「本章を」とこの章に、「同項第一号又は第二号を」と同項第三号又は第四号に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号を」と第一項第三号又は第四号に、「若しくは第五項を」と第五項若しくは第六項に改め、同条第四項中「第一項第二号を」と第一項第四号に改め、同項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

第八十七條第十一項中「第九項を」と第十二項に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項第一号中「第一項第一号を」と第一項第三号に改め、同項第二号中「第一項第二号を」と第一項第四号に改め、同項第三号中「第一項第十号を」と第一項第十二号に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項ただし書中「第八号まで及び第十号を」と第十号まで及び第十二号、第五項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項

中「第一項第八号を」と第一項第十号に、「同項第二号を」と同項第四号に、「同項第八号を」と同項第十号に、「第四十一条の三第一項を」と第四十一条の二第一項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項第六号を」と第四項第八号に、「第十一條第六項を」と第十一條第九項に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項を」と第六項に、「第十一條第五項」を「第十一條第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第十一條第六項の規定は、連合会が第四項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおうとする場合について準用する。

8 第十一條第七項の規定は、連合会が第五項の規定により同項に規定する事業を行うおうとする場合について準用する。

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

第八十七條の二第一項中「前条第一項第八号」を「前条第一項第十号」に、「同条第八項を」と同条第十一項に改める。

第八十七條の三第一項中「第八十七條第一項第二号を」と第八十七條第一項第四号に、「第三項を」と第四項に、「第十一條の五第二項」を「第十一條の六第二項」に、「次条及び第九十二条第三項において準用する第三十四条第十項を」と及び次条に改め、同項第二号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当

該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。ロに掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該連合会の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。）

#### イ 従属業務

#### ロ 金融関連業務

第八十七条の三第一項第四号を削り、同項第五号中「次条第三項第二号」を「次条第三項に改め、合算して」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に改め、同号ロ中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の二号を加える。

三 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業又は証券業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

第八十七条の三第七項中「第三項」を「第四項」に改め、「連合会の一の子会社の営む業務」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、「とき」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は」を加え、「合併しよう」を「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしよう」に改め、同

項第二号中「とき」の下に「（第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項の連合会は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として他の第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

8 第一項の連合会が認可対象会社を子会社として認める場合には、当該連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第八十七条の三第三項中「第四号まで」を「第三号まで」に、「第六号」を「第五号」に改め、「主として当該連合会の行う事業のために」を削り、「前項第一号」を「第二項第三号」に、「第七項及び」を「以下この項及び第十項並びに」に、「を営んでいる会社」を「又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」に改め、「ときは」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は」を、「規定により」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の

連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会はその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第八十七条の三第二項の次に次の一項を加える。

3 第十七条の二第二項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替へるものとする。

第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に改め、「従属業務」の下に「又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務を加え、特定従属会社を除く」を「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等（同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。）が合算して有する当該会社の議決権の数、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る」に、「同項第四号及び第六号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「から第六項までの規定」を削り、「国内の会社」との下に「同条第四項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同項第一号中「当該組合」とあるのは「当該連合会が第八十七条の三第四項の認可を受けて同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」とを加え、同条第三項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第九十二条第一項中「第十五条の二まで」を「第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで」に、「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」を「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」に、「同条第二項中「二十万円」を「第十一条の三第二項中「一億円」に、「第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」を「第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」に、「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三号及び第四号」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に、「第十一項の四中「第十一項第九項」を「第十一項の五中「第十一項第十二項」に、「第八十七条第十一項」を「第八十七条第十四項」に改め、「第十一項の五第一項第二号中「子会社（第八十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。）とあるのは「子会社」とを削り、「第十一項第一項第五号」を「第十一項第一項第七号」に、「第八十七条第

一項第五号」を「第八十七条第一項第七号」に改め、「第十五条の二第二項中「第十一項第一項第六号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」とを削り、「第十一項第一項第十一号を「第十一項第一項第十四号」に、「第八十七条第一項第十二号」を「第八十七条第一項第十四号」に改め、同条第三項中「第二項 第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三」を「第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の二から第四十条まで、第四十一条の二」に、「第三項まで」を「第四項まで」に、「第三十四条第五項」を「第三十二條第一項、第四十条第一項及び第五十五條第一項中「第十一項第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、「第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五條の二第二項、第四十一条の二第二項、第五十四條の二第二項及び第二項、第五十五條の二第二項及び第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中「第十一項第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、「第三十四条第六項」に、「同条第九項を「同条第十項及び第十一項、第三十五條の二第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五第一項、第四十一条の六第一項、第四十一条の七第一項、第四十一条の八第一項、第四十一条の九第一項、第四十一条の十第一項、第四十一条の十一第一項、第四十一条の十二第一項、第四十一条の十三第一項、第四十一条の十四第一項、第四十一条の十五第一項、第四十一条の十六第一項、第四十一条の十七第一項、第四十一条の十八第一項、第四十一条の十九第一項、第四十一条の二十第一項、第四十一条の二十一第一項、第四十一条の二十二第一項、第四十一条の二十三第一項、第四十一条の二十四第一項、第四十一条の二十五第一項、第四十一条の二十六第一項、第四十一条の二十七第一項、第四十一条の二十八第一項、第四十一条の二十九第一項、第四十一条の三十第一項、第四十一条の三十一第一項、第四十一条の三十二第一項、第四十一条の三十三第一項、第四十一条の三十四第一項、第四十一条の三十五第一項、第四十一条の三十六第一項、第四十一条の三十七第一項、第四十一条の三十八第一項、第四十一条の三十九第一項、第四十一条の四十第一項、第四十一条の四十一第一項、第四十一条の四十二第一項、第四十一条の四十三第一項、第四十一条の四十四第一項、第四十一条の四十五第一項、第四十一条の四十六第一項、第四十一条の四十七第一項、第四十一条の四十八第一項、第四十一条の四十九第一項、第四十一条の五十第一項、第四十一条の五十一第一項、第四十一条の五十二第一項、第四十一条の五十三第一項、第四十一条の五十四第一項、第四十一条の五十五第一項、第四十一条の五十六第一項、第四十一条の五十七第一項、第四十一条の五十八第一項、第四十一条の五十九第一項、第四十一条の六十第一項、第四十一条の六十一第一項、第四十一条の六十二第一項、第四十一条の六十三第一項、第四十一条の六十四第一項、第四十一条の六十五第一項、第四十一条の六十六第一項、第四十一条の六十七第一項、第四十一条の六十八第一項、第四十一条の六十九第一項、第四十一条の七十第一項、第四十一条の七十一第一項、第四十一条の七十二第一項、第四十一条の七十三第一項、第四十一条の七十四第一項、第四十一条の七十五第一項、第四十一条の七十六第一項、第四十一条の七十七第一項、第四十一条の七十八第一項、第四十一条の七十九第一項、第四十一条の八十第一項、第四十一条の八十一第一項、第四十一条の八十二第一項、第四十一条の八十三第一項、第四十一条の八十四第一項、第四十一条の八十五第一項、第四十一条の八十六第一項、第四十一条の八十七第一項、第四十一条の八十八第一項、第四十一条の八十九第一項、第四十一条の九十第一項、第四十一条の九十一第一項、第四十一条の九十二第一項、第四十一条の九十三第一項、第四十一条の九十四第一項、第四十一条の九十五第一項、第四十一条の九十六第一項、第四十一条の九十七第一項、第四十一条の九十八第一項、第四十一条の九十九第一項、第四十一条の百第一項」を「第四十一条の二第二項中」に、「第三十一項第一項第三号、第五号若しくは第八号の

二」を「第十一項第五号、第七号若しくは第十一号」に、「第八十七条第一項第三号若しくは第五号」を「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」に、「第五十四條の二第二項中「第十一項第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第五十四條の二第二項第一項及び第二項中「他の組合、第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会」とあるのは「他の連合会、第十一項第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二條第一項、第九十六條第一項又は第九十六條第一項において準用する第十一條の四第二項」とあるのは「第十一條の四第二項（第九十六條第一項及び第九十六條第一項において準用する場合を含む）」に改め、「第五十四條の四中」の下に「第十一條第二項」とあるのは「第八十七條第二項」とを加え、「第五十五條第一項中「第十一條第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七條第一項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「第十一條第一項第十号」を「第五十五條第七項中「第十一條第一項第二号及び第十三号」に、「第八十七條第一項第十一号」を「第八十七條第一項第二号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五條まで及び第七十七條」を「第七十七條まで」に改め、「この場合において」の下に、「第六十九條第三項中「第十一條第一項第四号」とあるのは「第八十七條第一項第四号」とを加え、「第三十四條第九項本文」を「第三十四條第十項本文及び第三十四條の二第二項本文」に改める。

第九十三條第二項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱ひ

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二條第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱ひ

第九十三條第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第十三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項第六号」を「第二項第八号」に、「第十一條第六項」を「第十一條第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に、「第十一條第五項」を「第十一條第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第十一條第六項の規定は、組合が第二項第五号の事業のうち募集の取扱ひの事業を行う場合について準用する。

6 第十一條第七項の規定は、組合が第三項の規定により同項に規定する事業を行う場合について準用する。

第九十三條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

第九十六條第一項中「第十一條の二から第十五條まで及び第十五條の三」を「第十一條の三」に改め、「第十一條の二第二項中「前条第一項第二号」とあり、並びに削り、「第十一條の五第一項」を「第十一條の四第一項」に、「第十一條の八」を「第十一條の八第一項、第十一條の九、第十一條の十」に、「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「第十一條の三第二項中「第十一條第一項第一号及び第二号」を「第十一條の四第二項中「第十一條第一項第三号及び第四号」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第十一條の四中「第十一條第九項」を「第十一條

の五中「第十一條第十二項」に、「第九十三條第八項」を「第九十三條第十一項」に、「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第七号」に、「第十五條の三第一項及び第十五條の四から第十五條の六まで」を「第十五條の二第一項及び第十五條の三から第十五條の五まで」に、「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に、「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「第十一條第一項第一号又は第二号」を「第十一條第一項第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「第五十一條まで及び」を「第三十四條まで、第三十五條、第三十五條の二第二項、第二項及び第五項、第三十六條、第三十七條から第四十一條の二まで、第四十二條第一項及び第三項から第八項まで、第四十三條から第四十七條の五から第五十一條まで並びに」に、「第三十四條第十項及び第十一項」を「第三十四條第三項、第十一項及び第十二項」に改め、「第四十條第一項」を削り、「第四十一條の三第一項、第四十四條、第五十四條の四、第五十五條第二項」を「第四十一條の二第一項、第五十四條の二第一項及び第二項、第五十五條第一項及び第二項」に、「第十一條第二項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第八号の二」に、「第四十八條第四項中「第十一條第一項第八号の二」を「第四十八條第五項及び第五十四條の三第一項中「第十一條第一項第十一号」に、「第五十四條の二第二項中「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三條第一項第一号及び第二号」と、第五十四條の三第一項中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三條第一項第六号の二」を「第五十四條の二第二項及び第二項中「第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合」とあるのは「第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二條第一項、第九十六條第一項

又は第百条第一項において準用する第十一條の四第二項とあるのは「第十一條の四第二項第九十二條第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。」に、「第五十五條第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十三條第一項第二号」と、同条第四項中「第十一條第一項第十号」を「第五十五條第七項中「第十一條第一項第二号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五條第一項及び第三項、第七十六條第一項及び第三項並びに」に、「十五人」を「十五人」と、第六十九條第三項中「第十一條第一項第四号」とあるのは「第九十三條第一項第二号」に改める。

第九十七條第二項中「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第五項」に改め、同条第三項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次の二号を加える。

五 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに証券取引法第二條第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。)の私募の取扱い

第九十七條第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号」を「第三項第八号」に、「第十一條第六項」を「第十一條第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に、「第十一條第五項」を「第十一條第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第十一條第六項の規定は、連合会が第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおうとする場合について準用する。

7 第十一條第七項の規定は、連合会が第四項の規定により同項に規定する事業を行うおうとする場合について準用する。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

第百条第一項中「第十一條の二から」を「第十一條の三から第十一條の九まで、第十二條から」に、「第十一條の二第一項中「前条第一項第二号」を「第十一條の三第一項、第十一條の四第一項、第十一條の六第一項、第十一條の七第一項、第十一條の八第一項及び第十一條の九中「第十一條第一項第四号」に、「同条第二項中「二十万圓」を「第十一條の三第二項中「億圓」に、「第十一條の三第一項、第十一條の五第一項、第十一條の六第一項、第十一條の七第一項及び第十一條の八中「第十一條第一項第二号」とあるのは「第九十七條第一項第二号」と、第十一條の三第二項中「第十一條第一項第二号及び第二号」を「第十一條の四第二項中「第十一條第一項第三号及び第四号」に、「第十一條の四中「第十一條第九項」を「第十一條の五中「第十一條第十二項」に改め、「第十一條の五第一項第二号中「子会社(第十七條の二第二項各号に掲げる会社に該当するものに限る。）」とあるのは「子会社」とを削り、「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第七号」に、「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「前条第一項第八号」を「前条第一項第十号」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「第二項第一号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に、「第八十七條第一項第二号」を「第八十七條第一項第四号」に、「第九十二條第三項」とあるのは「第百

条第三項」と、同条第二項第二号中「第八十七條第一項第一号若しくは第二号」を「同条第二項第四号及び第四項中「第八十七條第一項第三号若しくは第四号」に、「同条第三項及び第六項第一号」を「同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中「第九十二條第三項」とあるのは「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号に改め、同条第三項中「第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで」を「から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで」に、「から第四十一條まで、第四十一條の三から第四十七條の五まで」を「第三十五條の二第一項、第二項及び第五項、第三十六條、第三十七條から第四十條まで、第四十一條の二、第四十二條第一項及び第三項から第八項まで、第四十三條から第四十七條の三まで、第四十七條の四第一項、第四十七條の五に、「第三項まで」を「第四項まで」に、「第三十四條第五項」を「第三十四條第三項、第十一項及び第十二項、第三十五條の二第一項、第四十一條の二第一項、第五十四條の二第一項及び第二項、第五十五條第一項及び第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中「第十一條第一項第四号」とあるのは「第九十七條第一項第二号」と、第三十四條第六項に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項及び第十一項、第三十五條の二第一項、第四十條第一項、第四十一條第一項、第四十一條の三第一項、第四十四條、第五十四條の四、第五十五條第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中「第十一條第一項第二号」とあるのは「第九十七條第一項第二号」と、第三十四條第十項及び第十一項を「同条第十一項及び第十二項」に、「同条第十項中」を「同条第十一項中」に、「第四十一條の三第一項中」を「第四十一條の二第一項中」に、「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に、「第五十四條の二第一項中

「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一項第一号及び第二号」を「第五十四條の二第一項及び第二項中「他の組合」とあるのは「他の連合会」と、「第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二條第一項、第九十六條第一項又は第百条第一項において準用する第十一條の四第二項」とあるのは「第十一條の四第二項(第九十二條第一項及び第九十六條第一項において準用する場合を含む。)」に、「第五十五條第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七條第一項第二号」と、同条第四項中「第十一條第一項第十号」を「第五十五條第七項中「第十一條第一項第二号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五條まで」を「第七十四條まで、第七十五條第一項及び第三項、第七十六條第一項及び第三項」に、「及び第九十一條の三」を「並びに第九十一條の三」に改め、「この場合において」の下に、「第六十九條第三項中「第十一條第一項第四号」とあるのは「第九十七條第一項第二号」とを加え、「第三十四條第九項本文」を「第三十四條第十項本文」に改める。

第百条の六第一項中「第十五條の三、第十五條の四及び第十五條の六」を「第十五條の二、第十五條の三及び第十五條の五」に、「第十五條の三第一項及び第十五條の四中「第十一條第一項第八号の二」を「第十五條の二第一項及び第十五條の三中「第十一條第一項第十一号」に、「第十五條の六中「第十一條第一項第八号の二」を「第十五條の五中「第十一條第一項第十一号」に改め、同条第三項中「第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項」を「第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四條の二」に、「第三十五條の二第三項」を「第三十五條の二第三項から第五項まで」に、「第五十五條第一項から第三項まで」を「第五十四條の四、第五十五條第一項から第六項まで」

に、「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に、「同条第九項」を「同条第十項及び第三十四条の二第二項」に、「第四十八条第四項中「第十一項第一項第八号の二」を「第四十八条第五項中「第十一項第一項第十一号」に改め、「第百条の二第二項第一号」との下に、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「共済水産業協同組合連合会」とを加え、同条第五項中「第七十五条まで及び第七十七条」を「第七十七条まで」に、「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文」に改める。

第百七条中「第百三十条第一項第十号」を「第百三十条第一項第二十九号」に改める。

第百十一条第一項中「払込を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「因つて」を「よつて」に、「添附」を「添付」に改め、同条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、「催告」の下に「合併を行う出資組合が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該出資組合にあつては、これらの公告。第百十三条第二項において同じ。」を加える。

第百十三条第一項中「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第百十八条中「第七十七条」を「第七十六条第一項第八十六条第五項」に改め、「又は第八十六条第四項において準用する商法第四百二十七条第一項」を削る。

第百十九条中「第八十六条第三項」を「第八十六条第四項」に改める。

第百二十一条中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第百二十二条第四項中「第十一号の五第三項」を「第十一号の六第三項」に改める。

第百二十三条第三項中「第十一号第一項第二号若しくは第八号の二、第八十七条第一項第二

号」を「第十一号第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号」に改める。

第百二十三号の二第一項及び第二項中「第十一項第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一項第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第十一項第一項第八号の二」を「第十一項第一項第十一号」に改める。

第百二十四条第三項中「第十一号の三第一項」を「第十一号の四第一項」に、「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第二項」に改める。

第百二十四条の二次に次の一条を加える。  
(解散命令の通知の特例)

第百二十四条の三 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができ。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第百二十七条第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に、「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第二項ただし書中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に、「第十一号の五第一項第一号」を「第十一号の六第一項第一号」に、「第十一号の七第一項」を「第十一号の八第一項」に改める。

第百二十七条の二中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第二号中「第十一号の三第一項」を「第十一号の四第一項」に改める。

第百二十七条の三中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、

同条第一号及び第六号中「第十一号の三第一項」を「第十一号の四第一項」に改める。

第百二十七条の四及び第百二十七条の五中「第十一号第一項第二号」を「第十一号第一項第四号」に、「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に改める。

第百二十八条第一項中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第百二十八条の二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改める。

第百二十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に、「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第十一号第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改める。

第百三十条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第十一号第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書」を「第十一号第十項ただし書、第八十七条第十二項ただし書、第九十三条第九項ただし書、第九十七条第十項ただし書」に改め、同条第二十三号を同項第四十五号とし、同条第二十二号中「第十七条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。又は第八十七条の三第三項(同条第四項)を「第八十七条の三第四項(同条第六項)に改め、同号を同項第四十四号とし、同条第二十一号を同項第四十三号とし、同条第二十号の四を同項第四十二号とし、同条第二十号の三を同項第四十一号とし、同条第二十号の二中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第九項」に改め、同号を同項第四十号とし、同

項第二十号中「第八十七条の三第三項」を「第八十七条の三第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第十九号を同項第三十八号とし、同項第十八号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第十七号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第十六号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第十五号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第十四号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第十三号を削り、同項第十二号を同項第三十二号とし、同項第十一号中「第二項若しくは第三項」を「から第六項まで」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第十号の二中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第七項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第十号中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第二項」に改め、「信用事業の全部若しくは一部を譲渡し」の下に「若しくは譲り受け」を加え、「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第九号の三を同項第二十八号とし、同項第九号の二中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第一項」に、「第四十二号第七項」を「第四十二号第八項」に、「又は」を、「第四十七条の四第二項第五十一条の二第七項、第九十二号第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。又は」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第九号中「第四十四号」を「第四十四条第三項(第九十二号第三項、第九十六号第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に改め、「第五十四条の四」の下に「第

八十六條第二項、を加え、「及び第百條第三項」を、「第百條第三項及び第百條の六第三項」に、「第八十六條第四項、を」第八十六條第五項、に、「第七十七條において、若しくは第八十六條第四項において、それぞれ準用する同法第四百二十七條第一項、を」第七十六條第一項（第八十六條第五項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第八号を削り、同項第七号中「第四十二條第四項」を「第四十二條第五項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第六号の四中「第四十一條の三第三十項」を「第四十一條の第二十項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第六号の三中「第四十一條の三第十項」を「第四十一條の第二十項」に、「第四十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。」以下この号及び第九号並びに次項において同じ。」を「第四十四條第二項」に、「又は第四十四條」を「又は第四十四條第二項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第六号の二中「第四十條第二項（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）」第四十一條第九項（第四十一條の三第十二項）を「第四十條第九項（第四十一條の三第十二項）に、並びに」を「並びに」第八十六條第二項、に、「及び第百條第三項」を「第百條第三項及び第百條の六第三項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第六号中「第四十條第一項」を「第四十條第六項」に改め、「の規定、第四十一條第六項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四十一條の三第十二項」を「第四十一條の三第十二項」に、「並びに第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項」を「並びに第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、

第百條第三項及び第百條の六第三項」に、「第四十一條の三第五項」を「第四十一條の二第五項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第五号の六中「第三十七條第五項（の）下に」第四十四條第二項（第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。第二十三号及び次項において同じ。）、第八十六條第二項及び第三項、を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第五号の五中「又は第三項」を、「第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）又は第五項」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第三十六條の二第六項（第九十二條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二條第六項若しくは第四十六條第四項（これらの規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百三十條第一項第五号の四中「第三十四條第十一項」を「第三十四條第十二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第五号の三中「第三十四條第十項」を「第三十四條第十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号の二を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 第三十四條第三項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百三十條第一項中第五号を第十三号とし、第四号を第十二号とし、第三号の六を第十一号とし、第三号の五を第十号とし、同項第三号の四中「第十七條の二第八項」を「第十七條の二第三項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第

三号の三を削り、同項第三号の二を同項第八号とし、同項第三号を同項第七号とし、同項第二号の四中「第十五條の三第一項若しくは第十五條の四」を「第十五條の二第一項若しくは第十五條の三」に、「第十五條の五」を「第十五條の四」に、「第十五條の六」を「第十五條の五」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の三中「第十一條の四」を「第十一條の五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の二中「第十一條の三第一項」を「第十一條の四第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第十一條の十（第九十六條第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第四十一條の四第四項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第四項（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十八條第五項（第八十六條第五項、第九十六條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一條の二第五項（第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百三十條第二項中「第四十一條の三第十項又は第四十四條」を「第四十一條の二第十項又は第四十四條第二項」に改め、同条第三項中「第八十七條第一項第八号若しくは第八項」を「第八十七條第一項第十号若しくは第十一項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第二条 農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律

第一条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、「農業者」の下に「及び水産業者」を加える。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 特定農業協同組合（農林中央金庫の会員である農業協同組合であつて、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

二 信用農業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

三 特定漁業協同組合（農林中央金庫の会員である漁業協同組合であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

四 信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第八十七條第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

五 特定水産加工工業協同組合（農林中央金庫の会員である水産加工工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

六 信用水産加工工業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である水産加工工業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第九十七

## 一八

改める。

第二十七条中「信用農業協同組合連合会」を

「信用農水産業協同組合連合会」に、「特定農業協同組合等」を、「特定農水産業協同組合等」と、「第十九条第一項」を、「同条第二項前段中「信用農業協同組合連合会」とあるのは「特定農業協同組合等」と、「第九十二条第二項又は第百条第二項において準用する同法第二十八条」とあるのは「第二十八条（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第百条第二項において準用する場合を含む。）」と、「信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工工業協同組合連合会」とあるのは「特定漁業協同組合等」と、同項後段中「第九十二条第二項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第百条第二項において準用する場合を含む。）」と、第十九条第一項に改める。

第二十八条、第二十九条及び第三十条第一項中「特定農業協同組合等」を、「特定農水産業協同組合等」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第三十二条第一項中「申請により、」の下に「第四條第一項各号に掲げる信用事業の区分ごとに」を加える。

第四十二条第二項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に、「前項を」「第一項」に改め、「特定農業協同組合」の下に「又は前項の特定漁業協同組合若しくは特定水産加工業協同組合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合は、第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づきその信用事業の全部を農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会に譲り渡した場合に、水産業協同組合法第十一条又は第九十三条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、その信用事業の全部を譲り渡した農

第百条第三項において準用する場合を含む。）、施行日以後に議決される信用事業（新水協法第十一条の四第二項、新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又はは一部の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に議決され、又は行われた信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第十条 新水協法第五十五条第一項から第六項まで（これらの規定を新水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧水協法第五

十五條第一項(旧水協法第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧水協法第五十五條第一項の準備金は、新水協法第五十五條第一項の利益準備金として積み立てられたものとみなす。

第十一條 新水協法第五十八條の二第二項(新水協法第九十六條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第十二條 新水協法第五十八條の三第一項及び第二項(これらの規定を新水協法第九十六條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十三條 新水協法第六十九條第三項(新水協法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に申請された新水協法第六十九條第二項(新水協法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)の認可について適用し、施行日前に申請された新水協法第六十九條第二項の規定による認可については、なお従前の例による。

(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十四條 農林中央金庫は、この法律の施行前においても、第二條の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(以下この条において「新再編強化法」という。)第四條第一項

から第六項までの規定の例により、同条第一項第二号に掲げる信用事業の区分に係る同項に規定する基本方針を定め、これを主務大臣(新再編強化法第四十三條第一項に規定する主務大臣をいう。)に届け出ることができ、  
2 この法律の施行前に前項の規定によりされた届出は、施行日において新再編強化法第四條第六項の規定によりされた届出とみなす。  
第十五條 農林中央金庫の会員は、農林中央金庫に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、書面をもって持分の払戻しを請求することにより、同日に農林中央金庫を脱退することができ、  
2 農林中央金庫の会員は、前項の規定により脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。  
3 前項の持分は、施行日から起算して一月を経過した日における農林中央金庫の財産によつてこれを定める。  
(農林漁業信用基金法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六條 第四條の規定による改正後の農林漁業信用基金法第三十四條第三項の規定は、平成十三年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。  
(罰則に関する経過措置)  
第十七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第十八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(地方自治法の一部改正)  
第十九條 地方自治法の一部を次のように改正す

別表第一水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の項中「第一条第一項第二号を「第一条第一項第四号」に、「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に

改め、同表漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)の項中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第四号」に改め、同表に次のように加える。  
水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)  
附則第四條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(漁業法の一部改正)  
第二十條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。  
第八條第四項中「第十五條の二第四項」を「第十五條の二第五項」に改め、同条第五項中「第十五條の二第五項」を「第十五條の二第五項」に改める。  
(漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正)  
第二十一條 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。  
第一條中「第一条第一項第七号及び第八号」を「第一条第一項第九号及び第十号」に、「第八十七條第一項第七号及び第九号」を「第八十七條第一項第九号及び第十一号」に改める。  
第五條中「第一条第三項」を「第一条第十項」に改める。  
第九條中「第八十七條第三項」を「第八十七條第十二項」に改める。  
(住宅融資保険法の一部改正)  
第二十二條 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第二條第三号中「第一条第一項第一号及び第二号」を「第一条第一項第三号及び第四号」に、「第八十七條第一項第一号及び第二号」を「第八十七條第一項第三号及び第四号」に改め

改め、同表漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)の項中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第四号」に改め、同表に次のように加える。  
改め、同表漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)の項中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第四号」に改め、同表に次のように加える。  
(租税特別措置法の一部改正)  
第二十三條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第五十七條の五第一項第六号中「第十五條の四」を「第十五條の三」に改め、同条第四項中「第十一条第一項第八号の二」を「第十一条第一項第十一号」に改める。  
第六十七條の七第一号中「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第一項第二号」に改める。  
(漁業災害補償法の一部改正)  
第二十四條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十五條第四項及び第六十七條第二項中「理事又は組合」を「理事(経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員。以下この項において同じ。)又は組合」に改める。  
第六十七條の七中「漁業協同組合連合会の理事」の下に「(経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員)」を加える。  
第九十六條の四第一項中「第八十七條第一項第一号及び第二号」を「第八十七條第一項第三号及び第四号」に改める。  
(漁業協同組合合併促進法の一部改正)

## 111

「第十一條第一項第二号又は」を組合を削り、「第十一條第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。第十九條第一項第三号、第三十

第一項第二号、第八十七條第一項第二号」を、「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に、「第十一條第三項第六号、第八十七條第四項第六号、第九十三條第二項第六号又は第九十七條第三項第六号」を「第十一條第三項第八号、第八十七條第四項第八号、第九十三條第二

第三条第五項第三号中「第十一条第一項第二

第六十七條第一項中「とあるは」を「とあるの

は、第四十二条、第五十条第一項、第五十一条

から第五十三条まで、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

(連合会の会員の資格の特例等)

第六十七条の四 組合と合併した連合会の会員の資格を有する者は、第六十二条に規定する者のほか、次に掲げる者であつて、連合会と合併した組合の地区に相当する区域内に住所を有するものとする。

一 漁業協同組合

二 漁業協同組合連合会

2 前項の規定により連合会の会員となつた者(以下「特定会員」という。)については、第六十七條第一項に規定するもののほか、第十四条第二項、第十七条から第十九条まで及び第二十條第二項の規定を準用する。

(連合会の持分取得の特例)

第六十七条の五 連合会は、組合と合併したときは、第六十七條第一項において準用する第十五条の規定にかかわらず、当該組合の連合会に対する持分を取得することができる。

2 連合会が前項の規定によつてその持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(共済規程の規定の特例)

第六十七条の六 組合と合併した連合会の共済規程には、第六十五条に掲げる事項のほか、第二十三條第一項に掲げる事項を規定しなければならない。

(連合会の役員の選任の特例)

第六十七条の七 組合と合併した連合会について第六十七條第二項において読み替へて準用する第二十五条第四項の規定の適用については、同項本文中「組合の理事」とあるのは、「組合の理事又は連合会の特定会員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事若しくは連合会の特定会員たる漁業協同組合の組合員、准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。」とする。

(総代会)

第六十七条の八 組合と合併した連合会は、農林水産省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総会に関する規定(第六十七條第四項において準用する第五十条第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第二項の規定を除く。は、総代会について準用する。

第七十七條第四号を次のように改める。

四 漁業施設共済

第七十八條第二項中「又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設(水産動植物の養殖の用に供する施設で当該養殖業を営む者が所有するものをいう。以下同じ。)」を削り、「又は供用中に流失し、損壊した」を「に流失した」に改め、同条第三項中「若しくは被共済者」を「又は被共済者」に、「若しくはその構成員の損失又は被共済者若しくはその構成員が営む養殖業に係る養殖施設がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者若しくはその構成員の損害」を「又はその構成員の損失」に改め、同条第四項中「漁具共済を「漁業施設共済」に、」の所有する漁具が当該漁具をその用に供する漁業の操業中に損壊した」を「が営む漁業の用に供する養殖施設又は漁具がその供用中に損壊し、流失した」に改める。

第八十条第一項中「種目」を「漁業の種類」に、「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、「種類たる」の下に「養殖施設又は」を加え、同条第二項中「に掲げる漁業に係る共済契約、同条第三号」を削り、「共済契約」の下に「当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして」と「に係る共済契約」の下に「(当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)」を加える。

第八十五条第一項中「に掲げる組合員にあつては同号口」に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口を削り、「第百二十五條の四第一項

第二号」を「第百二十五條の三第二項第二号」に改め、「及び養殖施設」及び「及び当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設」を削り、「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「漁具」を「養殖施設及び漁具」に改め、同条第二項中「に掲げる組合員にあつては同号口」に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口を削り、「第百二十五條の四第一項第二号」を「第百二十五條の三第一項第二号」に改める。

第八十九條第一項中「共済目的たる」の下に「養殖施設若しくは」を加える。

第九十条第一項中「共済目的たる」の下に「養殖施設若しくは」を加え、同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第九十一条第一項中「向つて」を「向かつて」に改め、同条第四項中「に掲げる組合員にあつては同号口」に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口を削り、「第百二十五條の四第一項第二号」を「第百二十五條の三第一項第二号」に改める。

第百四条の見出し中「種目」を「区分」に改め、同条中「その種目は」を削り、「種別により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号に掲げる漁業及び第三号に掲げる漁業の各種類」とに「を」種類により「に」改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第百五条第一項中「種目」とに「を」対象とする漁業の種類に「に」改め、同項第一号中「種目の」を削り、同号イ及びロ中「種目に係る」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第三号」に掲げる漁業に「を」前条第二号に掲げる漁業に「に」改め、「種目の」を削り、同号イ中「種目に係る」を削り、同号ロ中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、「第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものの三分の二以上の者を削り、」場合」の下に「であつて、その組合員の直接

の構成員で総トン数一トン以上の動力漁船により当該区分に係る漁業を営む者のうち同号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日(当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数)を超えるものの三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれるとき」を加え、同号ハ中「であつて第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するもの」及び「(当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む同項に規定する特定第三号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。)」を削り、同号を同項第二号とする。

第百六条中「漁獲共済の種目」を「対象とする漁業の種類」に、「種目に係る」を「種類の漁業に係る漁獲共済の」に改める。

第百七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「共済契約の締結の制限」を付する。

第百八条を削る。

第百八条の二第一項中「種目の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第百五条第一項第三号口」を「第百五条第一項第二号口」に、「特定第三号漁業者」を「特定第二号漁業者」に、「第百四条第三号」を「第百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第三号口に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号口又は第三号口」を「同号口」に改め、「第二項又は」を削り、「第百四条第二号又は第三号」を「第百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第百四条第二号又は第三号」を「第百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「若しくは第三項」、「又は第三項」及び「又は特定第三号漁業者」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第百八条とする。

第百十三條第一項中「種目の」を削り、「第百四  
條第二号又は第三号」を「第百四條第二号」に改  
め、「又は第三号ハ」及び「屬する漁業の種別又は」  
を削り、同條第二項中「第百四條第二号又は第三  
号」を「第百四條第二号」に改め、「種目の」を削  
り、「又は第三号ロに掲げる」を「に掲げる」に、  
「同項第二号ロ又は第三号ロ」を「同号ロ」に改め、  
「屬する漁業の種別又は」を削り、同條第三項中  
「第百四條第三号」を「第百四條第二号」に改め、  
「種目の」を削り、「第百五條第一項第三号ロ」を  
「第百五條第一項第二号ロ」に改め、同條第四項中  
「漁業の種別又は種類に係る種目の」を「種類の漁  
業に係る」に、「その者が第百五條第一項第二号ロ  
又は第三号ロ」を「その者が第百五條第一項第二  
号ロに」、「同項第二号ロ又は第三号ロ」を「同  
号ロ」に改め、「屬する漁業の種別又は」を削り、同  
項第一号中「又は第三号ロに掲げる」を「に掲げる」  
に、「同項第二号ロ又は第三号ロ」を「同号ロ」に改  
め、同項第二号中「漁業の種類に係る種目の」を  
「種類の漁業に係る」に改める。

第百十三條の二第二項中「種目」を「漁業の種類

類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの「継続契約」に係る第八十条第一項の申込期間内に、組合に申込書を提出することなく、共済金額の「共済限度額」に対する割合、第百十三条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法並びに「共済限度額」又は単位共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、第百十一条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4 継続契約の締結についての第八十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該共済契約について、これを締結するとすればその共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき共済事故の発生する見込みが確実であること、その他当該共済契約」とあるのは、「当該共済契約」とする。

予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するときは、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第百十五条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができ、

2 前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済契約においては、第百十五条第二項の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第百二十条第一項を次のように改める。

養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

第百二十条第二項中「同項の割合」を「共済金額に、「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 養殖共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、当該支払に係る共済事故が発生した時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

植物についての「を削り、同条第三項を削る。」

第百二十二条第一項中「共済目的となる養殖水産動植物又は養殖施設、当該養殖業」を「対象とする養殖業」に改め、同条第二項中「養殖水産動植物又は養殖施設の種類」を削る。

第百二十四条第一項中「養殖水産動植物に係る」を削り、「当該共済契約に係る第百二十条第一項の」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同条第二項第一号中「当該共済契約に係る第百二十条第一項の」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同項第二号中「第六項」を「第五項」に、「当該共済契約に係る第百二十条第一項の」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同条第三項中「養殖水産動植物に係る」を削り、同条第四項中「養殖水産動植物に係る」を削り、「当該共済契約に係る」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「する」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項及び前項」を「及び第二項」に改め、「（養殖施設については、農林水産省令で定める基準により共済規程で定めるところにより調整を施した数量）」を削り、同項を同条第五項とする。

第二百二十四条の二第一項中「当該共済契約に係る第二百二十条第一項の共済金額の共済価額に對する」に改め、同条第二項中「第二百二十条第一項の共済金額の共済価額に對する」に改め、同条第三項及び第四項中「に係る第二百二十条第一項の共済金額の共済価額に對する」に改める。

第二百二十五条の三を削り、第二百二十五条の四を第二百二十五条の三とし、第二百二十五条の五を第二百二十五条の四とする。

第二百二十五条の六の前の見出しを削り、同条を第二百二十五条の五とし、同条に見出しとして「(共済契約の締結の制限)」を付する。

第二百二十五条の七を削る。

第二百二十五条の八第一項中「第二百二十五条の四第一項第二号」を「第二百二十五条の三第一項第二号」に、「区域内特定養殖業者の」を「区域内特定養殖業者(当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業者を営む被共済資格者をいう。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項中「第二百二十五条の四第一項第二号」を「第二百二十五条の三第一項第二号」に改め、同条を第二百二十五条の六とする。

第二百二十五条の九中「とし、第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない」とを「とし、第二百二十五条の七とする」に改め、同条を第二百二十五条の七とする。

第二百二十五条の十第一項中「であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るもの」を削り、「第二百二十五条の四第一項第二号」を「第二百二十五条の三第一項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の規定により同項の割合を定める場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第二百二十五条の八とする。

第二百二十五条の十一第二項中「第二百二十五条の四第一項第二号」を「第二百二十五条の三第一項第二号」に改め、同条を第二百二十五条の九とする。

第二百二十五条の十三中「共済目的となる養殖施設」を削り、同条を第二百二十五条の十とする。

第二百二十五条の十四を削る。

第二百二十五条の十五第一項中「であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るもの」を削り、同条第二項中「第二百二十五条の四第一項第二号」を「第二百二十五条の三第一項第二号」に改め、「であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るもの」を削り、同条第三項中「第七十八条第三項に規定する損失に係るもの」を削り、「第二百二十五条の四第一項第二号」を「第二百二十五条の三第一項第二号」に改め、同条第四項中「第二百二十五条の十一第三項」を「第二百二十五条の九第三項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条を第二百二十五条の十一とする。

第二百二十五条の十六第一項中「(当該共済契約に係る第二百二十五条の十第二項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)」を削り、同条第二項中「及び第二百二十五条の十第二項の割合を削り、同条第三項中「第二百二十五条の二第四項」を「第二百二十五条の二第四項」に改め、「継続契約に係る第二百二十五条の十第二項の割合の変更については第二百二十四条の二第三項及び第四項の規定をそれぞれを削り、同条を第二百二十五条の十二とする」。

第二百二十五条の十七を削る。

「第五節 漁具共済」を「第五節 漁業施設共済」に改める。

第二百二十六条第一項中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、「共済目的は」の下に「養殖施設及び」を加え、同条第二項中「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「漁具をその用に供する漁業の操業中」を「養殖施設又は漁具の供用中」に改める。

第二百二十七条及び第二百二十八条中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改める。

第二百二十九条第一項中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、「として」の下に「養殖施設又は」を加え、同条第二項中「種類たる」の下に「養殖施設又は」を加え、「漁具共済」を「漁業施設共済」に改める。

に改める。

第二百三十条中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、「当該種類の」の下に「養殖施設又は」を加える。

第三百三十一条第一項中「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第三百三十一条第一項及び第二百三十五条中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改める。

第三百三十六条の見出し中「可分漁具」を「可分養殖施設又は可分漁具」に改め、同条中「種類たる」及び「の」の下に「養殖施設又は」を加え、「行なう」を「行う」に、「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(継続申込特約)

第三百三十六条の二 漁業施設共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第三百三十一条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができ、

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれ継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第三百三十一条第一項の割合並びに第三百三十五条及び前条に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約に係る第三百三十一条第一項の割合の変更については、第二百二十四条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の継続申込特約については、第三百三十三条の二第三項及び第七項の規定を準用する。

第三百三十七条中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改める。

「第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業」を「第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業」に改める。

第四章中第三百三十八条の前の節名を付する。

第一節 漁業再共済事業

第四百四十条第一項第二号中「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「種別」を「種類」に改める。

第四百四十一条第一号中「種別」を「種類」に改め、同条第二号中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改める。

第四百四十二条中「第二百二十五条の十六」を「第二百二十四条の二第五項、第二百二十五条の十二第五項及び第二百三十六条の二第四項」に改める。

第四百四十三条第二号中「漁具共済」を「漁業施設共済」に改める。

第四百四十六条の二中「第二百二十五条の十七」を削る。

第四百四十七条の十三を第四百四十七条の十四とし、第四百四十七条の十二を第四百四十七条の十三とする。

第四百四十七条の十一中「又は第四百四十七条」を「若しくは第四百四十七条」に改め、「権利」の下に「又は当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属する同一年度共済契約につき第四百四十七条の二第二項において準用する第二百二条において準用する商法第六百六十二条若しくは第四百四十七条の二第二項において準用する第二百二十五条若しくは第四百三十七条において準用する商法第六百六十一条の規定により取得した権利」を、「再共済金」の下に「及び当該同一年度共済契約につき支払つた共済金」を加え、同条を第四百四十七条の十二とする。

第四百四十七条の十第一号及び第二号中「再共済

第百四十七条の四第一項中、「に係る再共済金額」の下に「及び同一年度共済契約に係る共済金額」を加え、「連合会責任再共済金額」を「連合会責任金額」に改め、同条第二項中「連合会責任再共済金額」を「連合会責任金額」に改め、「に係る再共済金額」を「連合会責任金額」に改め、「に係る再共済金

実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。」を加え、同項第一号中「若しくは同条第二号に掲げる漁業」、「種目の」及び「又は特定養殖共済次号の政令で定める種類の特定養殖業に係るものを除

は、第六十七条の四第一項に規定する区域に限り、行うものとする。

2 連合会の地域共済事業については、第九十六條の十二から第九十六條の十七までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的

第二項」を「第四百十七条の十三第二項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第十一号の二及び第八十七條第一項第十二号の二「漁業共済組合」の下に「若しくは漁業共済組合連合会」を加える。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正

する法律案  
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律  
遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二章 遊漁船業の届出等(第三條―第六條)

第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置

目次中 第一節 全国遊漁船業協会(第七條―第十一條)を 第二章 遊漁船業(第三條―第十九條) 第二節 適正営業規程(第十二條―第十五條)を 第三章 遊漁船業団体(第二十條―第二十三條) 第三節 遊漁船業団体(第十六條―第十八條)を

第二十三條)に、「(第十九條―第二十二條)を(第二十四條―第二十七條)に、(第二十三條―第二十七條)を(第二十八條―第三十三條)に改める。

第一條中「営む者の」を「営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その」に、「促進し遊漁船業の健全な発達を図るため必要な措置を定める」を「促進する」に、「利便の増進を」を「利益の保護」に改める。

第二條第一項中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「遊漁船業者」とは、次条第一項の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。

第二章 遊漁船業の届出等(第二章 遊漁船業)に改める。

第三條を次のように改める。

(遊漁船業者の登録)

第三條 遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効

力有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二十六條及び第二十七條を削る。

第二十五條中「前二條」を「第二十八條から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第三十二條とし、同条の前に次の四條を加える。

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の規定に違反して登録を受け

ないで遊漁船業を営んだ者

二 不正の手段によつて第三條第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む)を受けた者

三 第十七條第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させた者

四 第十七條第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させた者

第二十九條 第十九條第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつた者

三 第十八條の規定による命令に違反した者

四 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十六條第一項の規定に違反した者

三 第十六條第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二十三條及び第二十四條を削る。

第四條中第二十二條を第二十七條とする。

第二十一條中「利便の増進を」を「利益の保護」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十二條中「第十一條第一項第十四條第一項及び第十八條において準用する場合を含む。」を「第二十三條」に改め、同条を第二十五條とする。

第十九條第一項中「農林水産大臣は全国協会に對して、都道府県知事は」を「都道府県知事は、」に、「職員をして」を「職員に」に、「事務所、営業所」を「営業所、事務所」に改め、同条を第二十四條とする。

第十八條を削る。

第三章第三節中第十七條を第二十一條とし、同条の次に次の二條を加える。

(改善命令)

第二十二條 都道府県知事は、遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要

であると認めるときは、当該遊漁船業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十三條 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十条の指定を取り消すことができる。

第十六條を第二十條とする。

第三章第三節の節名を削る。

第三章第一節及び第二節を削る。

第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置を第三章 遊漁船業団体」に改める。

第二章中第五條を第十四條とし、同条の次に次の五條を加える。

(周知させる義務)

第十五條 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならない。

(標識の掲示)

第十六條 遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 遊漁船業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義の利用等の禁止)

第十七條 遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

2 遊漁船業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。

(業務改善命令)

第十八條 都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係被害する事実があると認めるときは、利用者の保護のため必要限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変

更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

第四条を第十三条とする。

第三条の次に次の九条を加える。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第十二条に規定する遊漁船業務主任者の氏名

六 遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき

第八部 農林水産委員会会議録第五号 平成十四年四月九日【参議院】

場合に備えてとるべき措置

2 前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分

のあつた日から二年を経過しないもの

三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 この法律、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船舶職員法(昭和二十六年法律第四百四十九号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六

十七号)若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)又はこれらの法律に基づく命令(漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四十一条の規定に基づく規則を含む。)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 遊漁船業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者

九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第七条 遊漁船業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(遊漁船業者登録簿の閲覧)

第八条 都道府県知事は、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第九条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 遊漁船業を廃止した場合 遊漁船業者であつた個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

(業務規程)

第十一条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

(遊漁船業務主任者)

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う者で農林水産省令で定める基準に適合するもの(以下「遊漁船業務主任者」という。)を選任して、遊漁船における利用者の安全管理その他の農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。本則に次の一条を加える。

第三十三条 第九条第一項の規定による届出を怠

つた者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の規定による届出をしてこの法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項に規定する遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間(当該期間内に新法第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新法第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き遊漁船業を営むことができる場合においては、その者をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた遊漁船業者とみなして、新法第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項、第二十条並びに第二十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第二章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。



平成十四年四月十二日印刷

平成十四年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局